

第四級海上無線通信士「法規」試験問題

20問 1時間30分

A-1 次の記述は、海上移動業務の無線局の工事設計の変更について述べたものである。電波法（第9条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 電波法第8条の予備免許を受けた者は、工事設計を変更しようとするときは、あらかじめ A ならない。ただし、総務省令で定める軽微な事項については、この限りでない。
- ② ①の変更は、 B に変更を来すものであってはならず、かつ、電波法第7条（申請の審査）第1項の C に合致するものでなければならない。

A	B	C
1 総務大臣の許可を受けなければ	発射可能な電波の型式及び周波数の範囲	総務省令で定める無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準
2 総務大臣に届け出なければ	周波数、電波の型式又は空中線電力	技術基準
3 総務大臣に届け出なければ	発射可能な電波の型式及び周波数の範囲	総務省令で定める無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準
4 総務大臣の許可を受けなければ	周波数、電波の型式又は空中線電力	技術基準

A-2 次の記述は、海上移動業務の無線局の免許がその効力を失ったときにとるべき措置等について述べたものである。電波法（第22条から第24条まで及び第78条）及び電波法施行規則（第42条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 免許人は、その無線局を A は、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
- ② 免許人が無線局を廃止したときは、免許は、その効力を失う。
- ③ 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、 B しなければならない。
- ④ 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、遅滞なく空中線の撤去その他の総務省令で定める電波の発射を防止するために必要な措置を講じなければならない。
- ⑤ ④の総務省令で定める電波の発射を防止するために必要な措置は、船舶局の衛星非常用位置指示無線標識及び搜索救助用レーダートランスポンダについては、 C である。

A	B	C
1 廃止するとき	速やかにその免許状を廃棄し、その旨を総務大臣に報告	送信機を撤去すること
2 廃止したとき	速やかにその免許状を廃棄し、その旨を総務大臣に報告	電池を取り外すこと
3 廃止したとき	1箇月以内にその免許状を返納	送信機を撤去すること
4 廃止するとき	1箇月以内にその免許状を返納	電池を取り外すこと

A-3 海上移動業務の無線局の運用に関する次の記述のうち、電波法（第52条から第54条まで及び第57条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局は、無線設備の機器の試験又は調整を行うために運用するときは、なるべく擬似空中線回路を使用しなければならない。
- 2 無線局は、遭難通信を行う場合を除き、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならない。
- 3 無線局を運用する場合においては、遭難通信を行う場合を除き、無線設備の設置場所、識別信号、電波の型式及び周波数は、免許状に記載されたところによらなければならない。
- 4 無線局を運用する場合においては、遭難通信を行う場合を除き、空中線電力は、次の(1)及び(2)の定めるところによらなければならない。
- (1) 免許状に記載されたものの範囲内であること。
- (2) 通信を行うため必要最小のものであること。

A-4 次の記述は、海上移動業務の無線局の無線設備の操作について述べたものである。電波法（第39条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 電波法第40条(無線従事者の資格)の定めるところにより無線設備の操作を行うことができる無線従事者以外の者は、無線局の A (以下「主任無線従事者」という。)として選任された者であって③によりその選任の届出がされたものにより監督を受けなければ、無線局の無線設備の操作(簡易な操作であって総務省令で定めるものを除く。)を行ってはならない。ただし、 B 無線従事者を補充することができないとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。
- ② C の操作その他総務省令で定める無線設備の操作は、①の本文の規定にかかわらず、電波法第40条の定めるところにより、無線従事者でなければ行ってはならない。
- ③ 無線局の免許人は、主任無線従事者を選任したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

A	B	C
1 無線設備の操作の監督を行う者	船舶の運航計画の変更のため	無線電信
2 無線設備の操作及び運用を行う者	船舶が航行中であるため	無線電信
3 無線設備の操作の監督を行う者	船舶が航行中であるため	モールス符号を送り、又は受ける無線電信
4 無線設備の操作及び運用を行う者	船舶の運航計画の変更のため	モールス符号を送り、又は受ける無線電信

A-5 次の記述のうち、無線局運用規則（第3条、第6条、第8条及び第8条の2）の規定に照らし、時計の時刻の照合、無線設備の機能試験及び機能試験の通知についてこれらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 義務船舶局の遭難自動通報設備は、1年以内の期間ごとに、別に告示する方法により、その無線設備の機能を確認しておくなければならない。
- 2 義務船舶局に備え付けておくなければならない時計は、その時刻を毎日1回以上中央標準時又は協定世界時に照合しておくなければならない。
- 3 義務船舶局の無線設備（デジタル選択呼出装置による通信を行うものに限る。）は、その船舶の航行中毎日1回以上、当該無線設備の試験機能を用いて、その機能を確認しておくなければならない。
- 4 義務船舶局において、無線設備の機能を確認した結果、その機能に異状があると認めるときは、その旨を船舶局の責任者及び免許人に通知しなければならない。

A-6 海上移動業務の無線電話通信における不確実な呼出しに対する応答に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第26条及び第18条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局は、自局に対する呼出しであることが確実でない呼出しを受信したときは、応答事項のうち、相手局の呼出名称の代わりに「誰かこちらを呼びましたか」の語を使用して、直ちに応答しなければならない。
- 2 無線局は、自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出名称が不確実であるときは、その呼出しが反復され、かつ、呼出局の呼出名称が確実に判明するまで応答してはならない。
- 3 無線局は、自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出名称が不確実であるときは、応答事項のうち相手局の呼出名称の代わりに「各局」の語を使用して、直ちに応答しなければならない。
- 4 無線局は、自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出名称が不確実であるときは、応答事項のうち相手局の呼出名称の代わりに「誰かこちらを呼びましたか」の語を使用して、直ちに応答しなければならない。

A-7 次の記述は、海上移動業務の無線電話通信における試験電波の発射について述べたものである。無線局運用規則（第39条、第14条及び第18条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

無線局は、無線機器の試験又は調整のため電波の発射を必要とするときは、発射する前に A 及びその他必要と認められる周波数によって聴守し、他の無線局の通信に混信を与えないことを確かめた後、次の(1)から(3)までに掲げる事項を順次送信し、更に1分間聴守を行い、他の無線局から停止の請求がない場合に限り、「 B」の連続及び自局の呼出名称1回を送信しなければならない。この場合において、「 B」の連続及び自局の呼出名称の送信は、 C を超えてはならない。

- (1) ただいま試験中 3回
- (2) こちらは 1回
- (3) 自局の呼出名称 3回

A	B	C
1 遭難通信に使用する電波の周波数	試験電波発射中	10秒間
2 遭難通信に使用する電波の周波数	本日は晴天なり	30秒間
3 自局の発射しようとする電波の周波数	試験電波発射中	30秒間
4 自局の発射しようとする電波の周波数	本日は晴天なり	10秒間

A-8 次に掲げる場合のうち、入港中の船舶の船舶局を運用することができる場合に該当しないものはどれか。電波法施行規則（第37条）及び無線局運用規則（第40条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線機器の試験又は調整をするために通信を行う場合
- 2 26.175MHzを超え470MHz以下の周波数の電波により通信を行う場合
- 3 中短波帯の周波数の電波により免許人のための通信であって急を要するものを海岸局との間で行う場合
- 4 総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）が行う無線局の検査に際してその運用を必要とする場合

A-9 次の記述は、海上移動業務におけるデジタル選択呼出通信について述べたものである（注）。無線局運用規則（第58条の5及び第58条の6）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 遭難通信、緊急通信及び安全通信を行う場合を除く。

- ① 海岸局における呼出しは、45秒間以上の間隔をおいて2回送信することができる。
- ② 船舶局における呼出しは、 A 送信することができる。これに応答がないときは、少なくとも15分間の間隔をおかなければ、呼出しを再開してはならない。
- ③ 自局に対する呼出しを受信したときは、海岸局にあっては5秒以上4分半以内に、船舶局にあっては B に応答するものとする。

A	B
1 5分間以上の間隔をおいて2回	5分以内
2 15分間以上の間隔をおいて3回	10分以内
3 15分間以上の間隔をおいて3回	5分以内
4 5分間以上の間隔をおいて2回	10分以内

A-10 安全通信は、安全信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により、どのような場合に行うか。電波法（第52条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 船舶又は航空機に緊急の事態が発生した場合
- 2 船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥るおそれがある場合
- 3 船舶又は航空機の航行に対する重大な危険を予防するために必要な場合
- 4 遭難船舶若しくは遭難航空機の救助又は捜索に資するために国の行政機関が収集する船舶の位置に関する通報を当該行政機関に送信する場合

A-11 次の記述は、海上移動業務の無線局が緊急通信を受信した場合の措置について述べたものである。電波法（第67条）及び無線局運用規則（第93条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 海岸局及び船舶局は、遭難通信に次ぐ優先順位をもって、緊急通信を取り扱わなければならない。
- ② 海岸局及び船舶局は、緊急信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第2号の総務省令で定める方法により行われる無線通信（緊急通信のことをいう。）を受信したときは、 A を除き、その通信が自局に関係のないことを確認するまでの間（モールス無線電信又は無線電話による緊急信号を受信した場合には、 B ）継続してその緊急通信を受信しなければならない。
- ③ 海岸局又は船舶局は、自局に関係のある緊急通報を受信したときは、直ちにその海岸局の責任者又は C に通報する等必要な措置をしなければならない。

A	B	C
1 現に通信中の場合	少なくとも3分間	船舶局の責任者
2 現に通信中の場合	少なくとも5分間	船舶の責任者
3 遭難通信を行う場合	少なくとも3分間	船舶の責任者
4 遭難通信を行う場合	少なくとも5分間	船舶局の責任者

A-12 次の呼出し又は送信のうち、船舶局においてその船舶の責任者の命令がなければ行うことができない呼出し又は送信に該当しないものはどれか。無線局運用規則（第71条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 遭難警報又は遭難警報の中継の送信
- 2 緊急通報の告知の送信又は緊急呼出し
- 3 G1B電波406.025MHz、406.028MHz、406.037MHz又は406.04MHz及びA3X電波121.5MHzを同時に発射する遭難自動通報設備の通報の送信
- 4 安全呼出し又は安全通報の送信

A-13 次に掲げる事項のうち、免許人が電波法又は電波法に基づく命令に違反したときに、総務大臣から受けることがある処分に該当しないものはどれか。電波法（第76条第1項）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 期間を定めて行われる運用許容時間の制限の処分
- 2 期間を定めて行われる周波数又は空中線電力の制限の処分
- 3 3箇月以内の期間を定めて行われる無線局の運用の停止の処分
- 4 期間を定めて行われる通信の相手方又は通信事項の制限の処分

A-14 無線局の免許人は、免許状に記載した事項に変更を生じたときはどうしなければならないか。電波法（第21条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 その免許状を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。
- 2 遅滞なくその免許状を返納し、免許状の再交付を受けなければならない。
- 3 速やかに免許状を訂正し、遅滞なくその旨を総務大臣に報告しなければならない。
- 4 速やかに免許状を訂正し、その後最初に行われる無線局の検査の際に検査職員の確認を受けなければならない。

B-1 次の記述は、義務船舶局の無線設備について述べたものである。無線設備規則（第38条及び第38条の4）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 義務船舶局に備えなければならない無線電話であって、「ア」を使用するものの空中線は、「イ」に設置されたものでなければならない。
- ② ①の無線電話は、航海船橋において通信できるものでなければならない。
- ③ 義務船舶局の備えなければならない無線設備（遭難自動通報設備を除く。）は、通常操船する場所において、「ウ」を送り、又は受けることができるものでなければならない。
- ④ 義務船舶局に備えなければならない「エ」は、「オ」できるものでなければならない。ただし、通常操船する場所の近くに設置する場合は、この限りでない。
- ⑤ ②から④までの規定は、船体の構造その他の事情により総務大臣が当該規定によることが困難又は不合理であると認め、て別に告示する無線設備については、適用しない。

- | | | |
|------------------|-----------------------------------|---------------------|
| 1 F3E電波156.8MHz | 2 J3E電波2,182kHz | 3 航海船橋の近く |
| 4 船舶のできる限り上部 | 5 遭難通信 | 6 遭難通信及び航行の安全に関する通信 |
| 7 衛星非常用位置指示無線標識 | 8 衛星非常用位置指示無線標識及び捜索救助用レーダートランスポンダ | |
| 9 通常操船する場所から遠隔制御 | 10 通信室から遠隔制御 | |

B-2 海岸局及び船舶局の無線電話通信における運用に関する次の記述のうち、電波法（第62条）及び無線局運用規則（第21条、第22条、第18条及び第58条の11）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものを1、これらの規定に定めるところに適合しないものを2として解答せよ。

- ア 船舶局は、自局の呼出しが他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けたときは、直ちにその呼出しを中止しなければならない。
- イ 海岸局は、船舶局から自局の運用に妨害を受けたときは、妨害している船舶局に対して、その妨害を除去するために船舶局の運用の停止を命ずることができる。
- ウ 船舶局は、海岸局又はその他の船舶局と通信を行う場合において、通信の順序若しくは時刻又は使用電波の型式若しくは周波数について、海岸局又は船舶局から指示を受けたときは、その指示に従わなければならない。
- エ 船舶局の運用は、その船舶の航行中に限る。ただし、受信装置のみを運用するとき、遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信その他総務省令で定める通信を行うとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。
- オ 海上移動業務における呼出しは、1分間以上の間隔をおいて3回反覆することができる。呼出しを反覆しても応答がないときは、少なくとも3分間の間隔をおかなければ、呼出しを再開してはならない。

B-3 海上移動業務の無線電話通信における呼出し及び応答に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第20条、第23条、第31条、第18条及び第58条の11）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものを1、これらの規定に定めるところに適合しないものを2として解答せよ。

- ア 呼出しは、「(1) 相手局の呼出名称 3回以下 (2) こちらは 1回 (3) 自局の呼出名称 3回以下」を順次送信して行うものとする。
- イ 無線局は、自局に対する呼出しを受信したときは、直ちに応答しなければならない。
- ウ 応答は、「(1) 相手局の呼出名称 1回 (2) こちらは 1回 (3) 自局の呼出名称 1回」を順次送信して行うものとする。
- エ 応答に際して直ちに通報を受信しようとするときは、応答事項の次に「了解」の語を送信するものとする。
- オ 送信中において誤った送信をしたことを知ったときは、「訂正」の語を前置して正しく送信した適當の語字から更に送信しなければならない。

B-4 次の記述は、海上移動業務の無線電話通信における遭難呼出し及び遭難通報の送信について述べたものである。無線局運用規則（第76条及び第77条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 遭難呼出しは、特定の無線局に ア 。
 - ② 遭難呼出しを行った無線局は、 イ 、遭難通報を送信しなければならない。
 - ③ 遭難通報は、無線電話により次の事項を順次送信して行うものとする。
 - (1) 「 ウ 」又は「遭難」
 - (2) 遭難した エ
 - (3) 遭難した船舶又は航空機の位置、遭難の オ 及び状況並びに必要なとする救助の種類その他救助のため必要な事項
 - ④ ③の(3)の位置は、原則として経度及び緯度をもって表すものとする。ただし、著名な地理上の地点からの真方位及び海里で示す距離によって表すことができる。
- 1 あてなければならない 2 あててはならない 3 できる限り速やかにその遭難呼出しに続いて
4 その呼出しに対する応答があったときは、速やかに 5 メーデー 6 ディストレス
7 船舶又は航空機の名称又は識別 8 船舶又は航空機の所有者又は運行者 9 種類 10 時刻

B-5 次の記述は、海上移動業務の無線局の定期検査（電波法第73条第1項の検査をいう。）について述べたものである。電波法（第73条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 総務大臣は、 ア 、あらかじめ通知する期日に、その職員を無線局（総務省令で定めるものを除く。）に派遣し、その無線設備、無線従事者の資格（主任無線従事者の要件に係るものを含む。）及び イ 並びに ウ （以下「無線設備等」という。）を検査させる。
- ② ①の検査は、当該無線局（注1）の免許人から、①により総務大臣が通知した期日の エ までに、当該無線局の無線設備等について登録検査等事業者（注2）が、総務省令で定めるところにより、当該登録に係る検査を行い、当該無線局の無線設備がその工事設計に合致しており、かつ、その無線従事者の資格等が電波法の関係規定にそれぞれ違反していない旨を記載した証明書の提出があったときは、①の規定にかかわらず、 オ することができる。

注1 人の生命又は身体の安全の確保のためその適正な運用の確保が必要な無線局として総務省令で定めるものを除く。以下同じ。

注2 登録検査等事業者とは、電波法第24条の2（検査等事業者の登録）第1項の登録を受けた者（無線設備等の点検の事業のみを行う者を除く。）をいう。

- 1 総務省令で定める時期ごとに 2 毎年1回 3 員数
4 員数（主任無線従事者の監督を受けて無線設備の操作を行うものを含む。）
5 時計及び書類 6 計器及び予備品 7 2週間前
8 1箇月前 9 省略 10 その一部を省略

B-6 船舶局に備える無線業務日誌に関する次の記述のうち、電波法施行規則（第40条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものを1、この規定に定めるところに適合しないものを2として解答せよ。

- ア 使用を終わった無線業務日誌は、使用を終わった日から5年間保存しなければならない。
- イ 船舶局において無線業務日誌に記載する時刻は、国際航海に従事しない船舶の船舶局であって、協定世界時によることが不便であるものにおいては、中央標準時によるものとする。
- ウ 無線業務日誌には、レーダーの維持の概要及びその機能上又は操作上に現れた特異現象の詳細を記載しなければならない。
- エ 無線業務日誌には、通信のたびごとに通信の開始及び終了の時刻、相手局の識別信号、自局及び相手局の使用電波の型式及び周波数、使用した空中線電力並びに相手局から通知を受けた事項の概要を記載しなければならない。
- オ 免許人は、検査の結果について総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）から指示を受け相当な措置をしたときは、その措置の内容を無線業務日誌に記載するとともに、総務大臣又は総合通信局長に報告しなければならない。